

「東広島市テナント事業者家賃等支援事業」補助金 応募の手引き

2月26日改定版

東広島市テナント事業者家賃等支援事業とは

国の家賃支援給付金制度が終了し、テナント事業者の固定費に係る支援制度が無くなることから、売上減少に直面するテナント事業者の事業継続を下支えするため、家賃等の負担を軽減する事業です。

【申請受付期間】

令和3年2月1日（月）～3月19日（金）まで

- ※ WEB 申請は、2月5日(金)からの受付
- ※ 郵送は3月19日(金)の消印有効
- ※ 申請状況等によっては、募集期間中であっても受付を終了する場合があります。
- ※ 交付請求書の提出は、令和3年3月26日（金）までです。

【申請の流れ】



問い合わせ先

東広島市テナント事業者家賃等支援事業事務局

〒739-0025 東広島市西条中央7-23-35 東広島商工会議所 4階 大会議室

TEL : 082-420-0303

E-Mail : hghiroshima-tenant@or.kntcs.co.jp

URL : <https://higashi-hiroshima-tenant.com/>

受付時間 : 9時～12時・13時～16時（土日祝日を除く。）

【 目 次 】

I． 補助金交付について

1. 補助対象者について	1
2. 補助内容	2
3. 申請方法	3
4. その他留意事項	7

II． よくあるご質問

III． 様式集・記入例

[改訂履歴]

- ▶2月26日版 要綱第3条改定に伴い、補助金の交付対象の拡大
 要綱第6条改定に伴い、交付申請の期間延長

I. 補助金交付について

1. 補助対象者について

補助金の交付を受けることができる者は中堅企業及び中小企業等であり、**次の項目に全て該当するテナント事業者**とする。ただし、市長が該当すると特に認めた場合は、この限りでない。

①市税の滞納がなく、市内において自ら営む事業のために店舗を借り受け、事業を行っている者

②**令和2年12月、令和3年1月又は令和3年2月のいずれかの売上高**について、新型コロナウイルス感染症の影響等により、**前年同月比が30%以上減少**していること。

ただし、業歴が短く前年の売上高等を比較できない場合は、次の表のとおりとする。

＜表 1＞

開店日	基準月の売上	比較月の売上
令和2年2月2日から 令和3年1月1日の間	令和2年2月から令和3年1月までのうち、 最も売上が高い月の売上(開店日が分かる書類)	令和2年12月、令和3年1月又は 令和3年2月のいずれか
令和3年1月2日から 同年2月1日までの間	金融機関や公的機関等に提出した事業計画の令和3年2月の 売上(事業計画の提出が必要)	令和3年2月

※比較月は、基準月以降とすること。

③自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払い済みであること。

④広島県が実施する「広島積極ガード店」(飲食業)又は「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」(全業種)に登録していること。

〈参考〉中堅企業・中小企業等について

中堅企業	資本金の額又は出資の総額が10億円未満(資本金の額又は出資の総額が定められていない場合にあっては、常時使用する従業員の数が2,000人以下)の法人をいいます。		
中小企業等	資本金又は従業員数が下表に該当する中小企業・小規模事業者・個人事業者等をいいます。		
	業 種	中小企業者	小規模企業者
		資本金	従業員数
	① 製造業、建設業、運輸業その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下
	② 卸売業	1億円以下	100人以下
	③ サービス業	5千万円以下	100人以下
	④ 小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業のうち、ホテル・旅館の従業者数は200人以下となります。			

なお、上記賃貸人であっても、以下に該当する者は対象となりません。

①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団等」という。)

②暴力団等と密接な関係を有する者又は東広島市暴力団排除条例(平成23年東広島市条例第16号)第2条第3号に掲げる者

③宗教活動又は政治活動を目的とする者

④市税の滞納がある者

⑤法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に規定する公共法人

⑥その他市長が不適当と認める者

I. 補助金交付について

2. 補助内容

(1) 補助金の交付対象となる経費（以下補助対象経費）

令和3年1月分から同年3月分までの最大3か月分の家賃等

- ※1 店舗・事務所の家賃のほか、当該店舗・事務所に付随した駐車場代等（事業に供するものに限る。）も対象経費に含めます。
- ※2 賃貸借契約において賃料と一体的契約書で定められた管理費や共益費も対象経費に含めます。
- ※3 消費税は対象外です。（家賃等の補助対象経費は税抜きでご記入ください）

(2) 補助率

補助対象経費の10分の10（1,000円未満切り捨て）

※ただし下記限度額の範囲内

(3) 補助金の限度額

	補助対象経費にかかる条件	減少率	補助対象限度額
1	令和2年12月、令和3年1月又は2月と前年同月比の売上高を比較	70%以上	最大15万円／月 （3か月最大 45万円）
2	令和2年12月、令和3年1月又は2月と前年同月比の売上高を比較	30%以上から70%未満	最大10万円／月 （3か月最大 30万円）
令和2年2月2日以後に開店した場合			
3	1ページ<表1>の基準月と比較月の売上高を比較	30%以上	最大10万円／月 （3か月最大 30万円）

※申請は1店舗あたり1回限り

I. 補助金交付について

3. 申請方法

感染症の拡大防止のため、**郵送**又は**WEB**での申請にご協力をお願いします。

① 郵送での申請手順

事務局ホームページ（<https://higashi-hiroshima-tenant.com/>）からダウンロード等により入手の上、必要事項を記入、自署又は押印して事務局（下記【申請書類の郵送先】参照）へ郵送してください。

※事故防止等のため、簡易書留等、郵便物が追跡できる方法での送付について、ご協力をお願いします。

※申請について不明点等がある場合は、事務局までご連絡ください。

STEP 1

交付申請

①～③の申請書等に必要事項を記入・押印し、下記の必要書類と一緒に事務局あてに郵送してください。

【記入が必要な書類】

①東広島市テナント事業者家賃等支援事業補助金交付申請書（[別記様式第1号](#)）

ホームページから
ダウンロード可

②誓約書兼同意書（[別記様式第2号](#)）

ホームページからダウンロード可

③交付金額及び売上高確認書

（[別記様式第3号（その1）](#)）又は（[その2](#)）いずれか）

ホームページからダウンロード可

★下記条件によって、（その1）、（その2）いずれか1つのみご記入ください。

（その1）⇒**令和2年12月、令和3年1月又は令和3年2月のいずれかの売上高**
について **前年同月比が30%以上減少**

（その2）⇒1ページ＜表1＞の基準月と比較月の売上高について
前年同期比30%以上減少

上記の記入に加えて、次頁の【準備が必要な書類】をご用意ください。



（次ページへつづく）

I. 補助金交付について

3. 申請方法

【準備が必要な書類】

- ④テナント事業者の営業実態が確認できる書類（確定申告書の写し、営業許可証等）
- ⑤運転免許証、個人番号カード又は住民票記載事項証明書等の写し（申請者が個人の場合に限る。）
- ⑥法人登記簿謄本の写し（申請者が法人の場合に限る。）
- ⑦該当月の売上高が確認できる書類（経理ソフト等から抽出した売上台帳など）
- ⑧賃貸借契約書等(原契約)の写し
 - ※賃貸借契約書がない場合、参考様式の賃貸借契約等証明書を利用し、作成ください。
 - ※自動更新等により、原契約と現在支払いをしている賃料や賃借人の住所・氏名に相違がある場合、賃貸借契約書等証明書を利用し、賃貸借契約書(原契約)と併せて、提出ください。
- ⑨令和3年1月分～3月分の家賃等を支払った事実を証する書類（預貯金通帳、領収書等）の写し
- ⑩市税の滞納のない証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの）の写し
- ⑪広島県が実施する「広島県積極ガード店」、または「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」に登録したことがわかる書類
- ⑫その他市長が必要と認める書類
 - （令和2年2月2日から令和3年1月1日に開店した場合は、開店日がわかる書類を提出
 - 令和3年1月2日以後に開店した場合は、併せて開店日がわかる書類及び事業計画書を提出）

【申請書類の郵送先】

〒739-0025 東広島市西条中央7-23-35 東広島商工会議所 4階 大会議室
東広島市テナント事業者家賃等支援事業事務局 宛

↓
郵送された書類を事務局にて確認し、不備等がなければ
「交付決定兼確定通知書」をお送りいたします。

STEP 2 交付請求

「交付決定兼確定通知書」が**到着後**、下記「補助金交付請求書」に金融機関等必要事項を記入の上、事務局まで郵送してください。

- ⑬東広島市テナント事業者家賃等支援事業補助金交付請求書（別記様式第6号）

ホームページからダウンロード可

↓
東広島市から入金

I. 補助金交付について

3.申請方法

②WEBでの申請手順

事務局ホームページ（ <https://higashi-hiroshima-tenant.com/> ）の申請フォームを開いて、各項目を入力及び画像ファイルを添付し、送信ボタンを押してください。

STEP 1 交付申請

事務局ホームページの申請フォームに必要事項を入力し、下記の必要書類をそろえてデータ化（ファイル形式は下記参照）し、所定のボタンよりアップロードしてください。

【アップロードする準備が必要な書類】

- ④テナント事業者の営業実態が確認できる書類（確定申告書の写し、営業許可証等）
- ⑤運転免許証、個人番号カード又は住民票記載事項証明書等の写し（申請者が個人の場合に限る。）
- ⑥法人登記簿謄本の写し（申請者が法人の場合に限る。）
- ⑦該当月の売上高が確認できる書類（経理ソフト等から抽出した売上台帳など）
- ⑧賃貸借契約書等（原契約）の写し
 - ※賃貸借契約書がない場合、参考様式の賃貸借契約等証明書を利用し、作成ください。
 - ※自動更新等により、原契約と現在支払いをしている賃料や賃借人の住所・氏名に相違がある場合、賃貸借契約書等証明書を利用し、賃貸借契約書(原契約)と併せて提出ください。
- ⑨令和3年1月分～3月分の家賃等を支払った事実を証する書類（預貯金通帳、領収書等）の写し
- ⑩市税の滞納のない証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの）の写し
- ⑪広島県が実施する「広島積極ガード店」又は「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」に登録したことがわかる書類
- ⑫その他市長が必要と認める書類（開店日がわかる書類、事業計画書の写し等）
 - （令和2年2月2日から令和3年1月1日に開店した場合は、開店日がわかる書類を提出
 - 令和3年1月2日以後に開店した場合は、併せて開店日がわかる書類及び事業計画書を提出）

【アップロードする書類のデータ化のご注意】

ファイルの種類はPDF、Word、Excel、JPG、JPEG又はZIPで登録をお願いします。
ファイルが複数になる場合（2枚以上のデータ等）はZIPフォルダで1つにした後に添付してください。
※2件を続けて同じ部分にアップロードしてしまうと、1件目のデータが上書き消去されてしまいます。
※画像データは出来る限りデータを軽くして頂き添付をお願いします。

（次ページへつづく）

I. 補助金交付について

3.申請方法

(WEBでの申請手順／前ページより)

入力及びアップロードされた必要書類を事務局にて確認し、不備等がなければ必要項目が記入された下記の書類をメール又は郵送にてお送りいたします。

- ①東広島市テナント事業者家賃等支援事業補助金交付申請書
(別記様式第1号)
- ②誓約書兼同意書 (別記様式第2号)
- ③交付金額及び売上高確認書
(別記様式第3号(その1)又は(その2)いずれか)

STEP 1 交付申請

事務局にて届いた書類(上記①②③)の内容を確認し、問題がなければ既定の場所に押印(法人の場合は代表社印、個人の場合は個人の印)し、事務局までご返送ください。

郵送された書類を事務局にて確認し、不備等がなければ「**交付決定兼確定通知書**」と必要項目の記入された⑬東広島市テナント事業者家賃等支援事業補助金交付請求書(別記様式第6号)をお送りいたします。

STEP 2 交付請求

「**交付決定兼確定通知書**」及び必要事項の記入された「⑬補助金交付請求書」が到着後、補助金交付請求書の記入内容を確認し、問題がなければ既定の場所に押印(法人の場合は代表社印、個人の場合は個人の印)し、事務局までご返送ください。なお、申請時と同じ印鑑を使用してください。

東広島市から入金

I. 補助金交付について

4.その他の留意事項

- ①必要に応じて追加書類の提出等を求め、また、現地調査等を行う場合があります。
- ②交付申請の内容に虚偽があるなど、不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明した場合は、交付決定を取り消し、補助金を返還していただきます。
- ③提出された書類等については、個人情報保護法、東広島市情報公開条例及び個人情報保護条例等の規定に基づき取り扱います。また、提出された書類等は原則返却いたしませんので、東広島市から問い合わせがあった時に対応できるよう、写し等の確保・保管をお願いします。
- ④予算に限りがあるため、募集期間内に申請をいただいた場合でも、補助金の交付ができない場合があります。

【申請書類の郵送先】

〒739-0025 東広島市西条中央7-23-35 東広島商工会議所 4階 大会議室
東広島市テナント事業者家賃等支援事業事務局 宛

【問い合わせ先】

東広島市テナント事業者家賃等支援事業事務局

TEL : 082-420-0303（受付時間：9時～12時・13時～16時／土日祝日を除く。）

E-Mail : hghiroshima-tenant@or.kntcs.co.jp

📎 申請書のダウンロードや郵送での申請が困難な方はこちらをご利用ください！

申請書のダウンロードや郵送での申請が困難な方のため、**予約制（必須）**の「申請書類受付コーナー」を設けていますので、事務局までご連絡ください。

Ⅱ. よくあるご質問

Q. 店舗等は東広島市内ですが、住所は東広島市外です。申請はできますか。

A. 東広島市内に店舗等あれば、申請できます。ただし、住んでいる場所の滞納のない証明書が必要となります。

Q. 「広島積極ガード店」、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の登録は必須ですか。

A. 必須です。店舗において自主的に実施している感染症予防策を県民に分かりやすく伝えることを目的とした広島県の制度です。積極的な登録をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/58/inshokusengenten.html>

広島積極ガード店

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/58/inshokusekkyoku.html>



Q. 親族から物件を借りて事業を行っているが、申請はできますか。

A. 賃貸借の契約の元、家賃等の支払いが完了していれば親族関係でも申請できます。

Q. 土地の賃料も補助対象経費になりますか。

A. 建物の賃料だけでなく、土地の賃料も対象となります。

Q. 売上台帳はどんな書類を用意すればよいですか。

A. 経理ソフトから抽出した売上データ

表計算ソフト（エクセルなど）で作成した売上データ

手書きの売上台帳のコピー

様式（フォーマット）の指定はありません。

書類の名称が「売上台帳」でなくても提出いただくことができますが、売上台帳、帳面等の基礎となる書類であることが条件となります。

Ⅱ. よくあるご質問

Q. 賃料を年額で支払っているが、月額賃料はどのように計算すればいいですか。

A. 複数月分の賃料をまとめて支払っている場合には、申請日の直前の支払いを1か月分に平均した金額を算定の基礎とします。

Q. 市税の滞納のない証明書は必ず必要ですか。

A. 別記様式第1号の3にある「市税の納付状況の確認に対する同意」の「同意する」にチェックが記入されている場合、必要ありません。もし、「同意しない」にチェックがされていたり、申請者が東広島市外に在住の場合は、居住地で市税の滞納のない証明書が必要となります。

Q. 賃貸借契約書がありません。どうすればいいでしょうか。

A. 下記事務局ホームページより「賃貸契約等証明書(参考)」をダウンロードしていただき、必要事項をご記入の上ご提出してください。また、賃貸借契約書(原契約)は存在するが、自動更新等により、賃貸借契約書(原契約)と現在支払いをしている賃料、賃借人の住所・氏名等に相違がある場合、賃貸借契約等証明書を作成し、賃貸借契約書(原契約)と併せてご提出ください。

<https://higashi-hiroshima-tenant.com/>

Q. 令和2年12月～令和3年2月の間で、ひと月分の売上減少率で3か月分の補助金を申請することはできますか。

A. 申請可能です。令和2年12月～令和3年2月のいずれかで売上減少率が満たしている場合、3か月分の補助金を申請できます。

Ⅲ. 様式集・記入例

様式集

【別記様式第1号】 東広島市テナント事業者家賃等支援事業補助金交付申請書

【別記様式第2号】 誓約書兼同意書

【別記様式第3号】 下記のいずれか該当するもののみご記入ください。

(その1) ⇒ **令和2年12月、令和3年1月又は令和3年2月のいずれかの売上高**
について **前年同月比が30%以上減少**

(その2) ⇒ 1ページ<表1>の基準月と比較月の売上高について
前年同期比30%以上減少

【別記様式第6号】 東広島市テナント事業者家賃等支援事業補助金交付請求書

【 参 考 】 賃貸借契約等証明書

【 参 考 】 委任状

記入例

【別記様式第1号】 東広島市テナント事業者家賃等支援事業補助金交付申請書

【別記様式第2号】 誓約書兼同意書

【別記様式第3号】 (その1)

(その2)

【別記様式第6号】 東広島市テナント事業者家賃等支援事業補助金交付請求書

別記様式第1号（第6条関係）

令和 年 月 日

東広島市長 様

申請者 住 所

氏 名

印

法人にあっては、名称

及び代表者の氏名

東広島市テナント事業者家賃等支援事業補助金交付申請書

東広島市テナント事業者家賃等支援事業補助金の交付を受けたいので、東広島市テナント事業者家賃等支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 営業実態が確認できる書類（確定申告書の写し、営業許可証等）
- (2) 運転免許証、個人番号カード又は住民票記載事項証明書等の写し（申請者が個人の場合に限る。）
- (3) 法人登記簿謄本の写し（申請者が法人の場合に限る。）
- (4) 誓約書兼同意書（別記様式第 2 号）
- (5) 交付金額及び売上高確認書（別記様式第 3 号（その 1）又は別記様式第 3 号（その 2））
- (6) 該当月の売上高が確認できる書類（経理ソフト等から抽出した売上台帳など）
- (7) 賃貸借契約書等の写し
- (8) 家賃等を支払った事実を証する書類（預貯金通帳、領収書等）の写し
- (9) 市税の滞納のない証明書（提出日前 3 か月以内に発行されたもの）の写し
- (10) 広島県が実施する「広島積極ガード店」又は「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」に登録したことが確認できる書類
- (11) その他市長が必要と認める書類

<<<次葉に続く>>>

<<<前葉から続く>>>

3 市税の納付状況の確認に対する同意（該当項目に「レ」を記入すること。）

私の市税の納付状況を確認することについて、

☐同意する。 ☐同意しない。

※ 同意がない場合は、市税の滞納がないことを証する書類を添付すること。

※ 個人で東広島市外に在住の場合は、住所地で滞納のない証明書を取得すること。

4 複数店舗に対する補助金を合算して申請する場合、次の表に内訳を記入すること。

（表は随時、追加して使用すること）

	店舗名（支店名等）	交付申請額
1		円
2		円
3		円
4		円
5		円
合計額		円

※複数店舗を所有し、まとめて申請する場合は、添付書類の第2号から第4号まで並びに第9号については、1部のみの提出で差し支えない。

誓約書兼同意書

東広島市テナント事業者家賃等支援事業補助金の交付申請に当たり、次のとおり誓約し、及び同意します。

1 暴力団等を排除する措置について

自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

また、東広島市が必要とする場合には、広島県警察本部に照会することを承諾します。

- (1) 役員等（個人の場合はその者を、法人の場合には役員又はその支店若しくは、営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が、集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）である者
- (2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは、運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは、暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは、組合等を利用している者
- (3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは、運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは、組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (4) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 経営に暴力団関係者の実質的な関与がある者

2 調査及び違反等に対する処分について

同補助金に関して、市長から追加資料及び現地調査等を求められた場合には、誠意を持って応じます。また、次の各号のいずれかに該当すると市長に認められた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還に応じ、虚偽のあった事実を氏名等とともに公表することを承諾します。

- (1) この要綱の規定又は補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りの申請その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (3) その他市長が不適當と認めるとき。

年 月 日

東 広 島 市 長 様

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

別記様式第3号（その1）（第6条関係）

交付金額及び売上高確認書

東広島市テナント事業者家賃等支援事業補助金を申請するに当たり、次の事項について、相違ないことを確認する。

1 対象物件の所在地

東広島市
(屋号/物件の名称)
(賃借人の業種)

2 令和2年12月、令和3年1月又は令和3年2月までテナント事業者の売上高確認表
(いずれか該当する月のみを記入すること)

基準月の売上高・・・A	比較する前年売上高・・・B	売上減少率 (B-A)/B×100
(令和2年12月) 円	(令和元年12月) 円	%
(令和3年1月) 円	(令和2年1月) 円	%
(令和3年2月) 円	(令和2年2月) 円	%

3 補助金の内訳

補助対象月	家賃等（補助対象経費） 【税抜】	補助金額 (月額上限10万円又は15万円) 【千円未満の端数は切捨て】
令和3年1月分	円	円
令和3年2月分	円	円
令和3年3月分	円	円
合計額		円

4 申請者が、次の(1)から(4)の要件を満たしていること。

- (1) 東広島市テナント事業者家賃等支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第2条第1項に規定する者（中堅企業、中小企業又は個人事業者等）であること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症により売上減少等の影響を受けていること。
- (3) 今後も継続して賃借物件を利用して事業を継続する意思があること。
- (4) 要綱第3条第2項に該当しないこと。

令和 年 月 日

【申請者】住所
法人名・役職
氏名 (印)

別記様式第3号（その2）（第6条関係）

交付金額及び売上高確認書 令和2年2月2日以後に開店した者用

東広島市テナント事業者家賃等支援事業補助金を申請するに当たり、次の事項について、相違ないことを確認する。

1 対象物件の所在地

東広島市
(屋号/物件の名称)
(賃借人の業種)

2 令和2年12月、令和3年1月又は令和3年2月までテナント事業者の売上高確認表
(比較月はいずれか該当する月のみ記入すること)

比較月の売上高・・・A	基準月の売上高・・・B	売上減少率 (B-A)/B×100
(令和2年12月) 円	(令和 年 月) 円	%
(令和3年1月) 円		
(令和3年2月) 円		

3 補助金の内訳

補助対象月	家賃等（補助対象経費） 【税抜】	補助金額 (月額上限10万円) 【千円未満の端数は切捨て】
令和3年1月分	円	円
令和3年2月分	円	円
令和3年3月分	円	円
合計額		円

4 申請者が、次の(1)から(4)の要件を満たしていること。

- (1) 要綱第2条第1項に規定する者（中堅企業、中小企業又は個人事業者等）であること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症により売上減少等の影響を受けていること。
- (3) 今後も継続して賃借物件を利用して事業を継続する意思があること。
- (4) 要綱第3条第2項に該当しないこと。
- (5) 基準月について、令和2年2月から同年12月までのうち、最も売上が高い月の売上がわかる書類を添付すること。
- (6) 開店日がわかる書類を添付すること。

令和 年 月 日

【申請者】住所
法人名・役職
氏名 (印)

別記様式第6号（第8条関係）

令和 年 月 日

東広島市長 様

請求者 住 所

氏 名

印

法人にあっては、名称

及び代表者の氏名

東広島市テナント事業者家賃等支援事業補助金交付請求書

令和 年 月 日付け指令東広 第 号で額の交付及び確定通知を受けた東
広島市テナント事業者家賃等支援事業補助金について、東広島市テナント事業者家賃等支援
事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関名 店 舗 名	銀行・金庫 農協・組合				支店・本店 支所・出張所			
預金種別 口座番号	普通・当座							※ 右詰めで記入
フリガナ								
口座名義人								

賃貸借契約等証明書
(契約書等が存在しない場合)

(物件の所在地)

(物件の名称)

(契約期間) 年 月 日 ～ 年 月 日

※賃貸契約等が更新されている場合は、更新後の期間を記載してください。

(賃料等) 円/月 (税抜)

(共益費・管理費) 円/月 (税抜)

(合計) 円/月 (税抜)

次の理由により書類は存在しませんが、上記を内容とする賃貸借契約等の存在を証明します。

(賃貸借契約等を証する契約書等が存在しない理由)

【賃貸人自署・押印 欄】

令和____年____月____日

住 所

会社名又は名称

代表者職・氏名

⑨

電話番号

【賃借人等（申請者） 自署・押印 欄】

令和____年____月____日

住 所

会社名又は名称

代表者職・氏名

⑨

電話番号

(参考)

委任状

令和 年 月 日

東 広 島 市 長

(申請者)

所 在 地 千
名 称
代 表 者 印
担 当 者
電話番号

東広島市テナント事業者家賃等支援事業補助金に関する【申請・請求・受領】を下記の代理人に委任します。

記

(代理人)

所 在 地 千
名 称
代 表 者 印

記入例

すべてボールペン等、消えないペンでご記入ください。

別記様式第1号（第6条関係）

申請年月日を記入（郵送日）

令和●●年●●月●●日

東広島市長 様

申請者の住所と氏名を記入し押印してください。法人の場合は、会社名と代表者の役職と氏名を記入してください。

東広島市西条町●●-●●-●●

申請者 住 所 株式会社テナント

氏 名 代表取締役 東広島 市郎



法人にあつては、名称

及び代表者の氏名

別記様式3号の「3 補助金の内訳」の合計金額をご記入ください。複数回店舗を申請の場合、次ページ表の合計金額をご記入ください。

家賃等支援事業補助金交付申請書

東広島市テナント事業者家賃等支援事業補助金の交付を受けたいので、東広島市テナント事業者家賃等支援事業補助金交付申請書第6条の規定により、次のとおり申請します。

1 交付申請額 金 ●●●●● 円

2 添付書類

- (1) 営業実態が確認できる書類（確定申告書の写し、営業許可証等）
- (2) 運転免許証、個人番号カード又は住民票記載事項証明書等の写し（申請者が個人の場合に限る。）
- (3) 法人登記簿謄本の写し（申請者が法人の場合に限る。）
- (4) 誓約書兼同意書（別記様式第2号）
- (5) 交付金額及び売上高確認書（別記様式第3号（その1）又は別記様式第3号（その2））
- (6) 該当月の売上高が確認できる書類（経理ソフト等から抽出した売上台帳など）
- (7) 賃貸借契約書等の写し
- (8) 家賃等を支払った事実を証する書類（預貯金通帳、領収書等）の写し
- (9) 市税の滞納のない証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの）の写し
- (10) 広島県が実施する「広島積極ガード店」又は「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」に登録したことが確認できる書類
- (11) その他市長が必要と認める書類

<<<次葉に続く>>>

<<<前葉から続く>>>

3 市税の納付状況の確認に対する同意（該当項目に「レ」を記入すること。）

私の市税の納付状況を確認することについて、

☒ 同意する。 ☐ 同意しない。

どちらかにチェックしてください。

※ 同意がない場合は、市税の滞納がないことを証する書類を添付すること。

※ 個人で東広島市外に在住の場合は、住所地で滞納のない証明書を添付すること。

別記様式3号の「3 補助金の内訳」の合計金額をご記入ください。

4 複数店舗に対する補助金を合算して申請する場合、次の表

（表は随時、追加して使用すること）

店舗名または支店名等をご記入ください。

	店舗名（支店名等）	交付申請額
1	居酒屋 さいじょう	●●●●● 円
2	焼き鳥 さいじょう	●●●●● 円
3	Bar さいじょう	●●●●● 円
4	スーパー さいじょう	●●●●● 円
5		円
合計額		●●●●● 円

※複数店舗を所有し、まとめて申請する場合は、添付書類の第2号から第4号まで並びに第9号については、1部のみの提出で差し支えない。

以下の4つの書類については、1部のみの提出でかまいません。

※番号は前ページを参照。

(2)運転免許証、個人番号カード又は住民票記載事項証明書等の写し
（申請者が個人の場合に限る。）

(3)法人登記簿謄本の写し（申請者が法人の場合に限る。）

(4)誓約書兼同意書

(9)市税の滞納のない証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの）の写し

別記様式第2号（第6条関係）

誓約書兼同意書

東広島市テナント事業者家賃等支援事業補助金の交付申請に当たり、次のとおり誓約し、及び同意します。

1 暴力団等を排除する措置について

自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

また、東広島市が必要とする場合には、広島県警察本部に照会することを承諾します。

- (1) 役員等（個人の場合はその者を、法人の場合には役員又はその支店若しくは、営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が、集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）である者
- (2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは、運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは、暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは、組合等を利用している者
- (3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは、運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは、組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (4) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 経営に暴力団関係者の実質的な関与がある者

2 調査及び違反等に対する処分について

同補助金に関して、市長から追加資料及び現地調査等を求められた場合には、誠意を持って応じます。また、次の各号のいずれかに該当すると市長に認められた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還に応じ、虚偽のあった事実を氏名等とともに公表することを承諾します。

- (1) この要綱の規定又は補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りの申請その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (3) その他市長が不相当と認めるとき。

申請年月日を記入

● 年 ● 月 ● 日

東 広 島 市 長 様

所 在 地

東広島市西条町●●-●-●●

商号又は名称

株式会社テナント

代表者職氏名

代表取締役

東広島 市郎



申請者の住所と氏名を記入し押印してください。
法人の場合は、会社名と代表者の役職と氏名を
記入してください。

別記様式第3号（その1）（第6条関係）

交付金額及び売上高確認書

東広島市テナント事業者家賃等支援事業補助金を申請するに当たり、次の事項について、相違ないことを確認する。

対象物件の所在地と屋号または
名称、賃借人の業種を記入

1 対象物件の所在地

東広島市

西条町 ● ● - ● - ● ●

(屋号/物件の名称) 居酒屋 さいじょう

(賃借人の業種) 飲食業

いずれか該当する月のみご
記入ください。

2 令和2年12月、令和3年1月又は令和3年2月までテナント事業者の売上高確認表に該当する月のみを記入すること。

月の売上高・・・A	比較する前年売上高・・・B	売上減少率 (B-A)/B×100
(令和2年12月) 円	(令和元年12月) 円	%
(令和3年1月) 1,380,000 円	(令和2年1月) 6,000,000 円	77 %
(令和3年2月) 円	(令和2年2月) 円	%

3 補助金の内訳

補助対象月	家賃等（補助対象経費） 【税抜】	
令和3年1月分	250,000 円	150,000 円
令和3年2月分	250,000 円	150,000 円
令和3年3月分	250,000 円	150,000 円
合計額		450,000 円

売上減少率に応じた、補助金額を
最大15万円又は10万円以内の金額を
ご記入ください。補助対象限度額を満たない
場合は補助対象経費の10分の10です。

4 申請者が、次の(1)から(4)の要件を満たしていること。

- (1) 東広島市テナント事業者等（以下「要綱第2条第1項に規定する事業者等」）であること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症により売上減少等の影響を受けていること。
- (3) 今後も継続して賃借物件を利用して事業を継続する意思があること。
- (4) 要綱第3条第2項に該当しないこと。

補助金の対象となる経費(家賃等の賃料)を
ご記入ください。

上の金額の合計を記入

令和 ● 年 ● 月 ● 日

申請者の住所と氏名を記入し押印してください。
法人の場合は、会社名と代表者の役職と氏名を
記入してください。

申請年月日を記入

所

東広島市西条町 ● ● - ● - ● ●

株式会社テナント 代表取締役

氏名

東広島 市郎



記入例

すべてボールペン等、消えないペンでご記入ください。

別記様式第3号（その2）（第6条関係）

交付金額及び売上高確認書 令和2年2月2日以後に開店した者用

東広島市テナント事業者家賃等支援事業補助金を申請するに当たり、次の事項について、相違ないことを確認する。

対象物件の所在地と屋号または
名称、賃借人の業種を記入

1 対象物件の所在地

東広島市 西条町 ●●-●-●●
(屋号/物件の名称) 居酒屋 さいじょう
(賃借人の業種) 飲食業

比較月の売上高と基準月
の売上をご記入ください。

令和2年12月、令和3年1月又は令和3年2月までテナント事業者の売上高確認表
（いずれか該当する月のみ記入すること）

比較月の売上高・・・A	基準月の売上高・・・B	売上減少率 (B-A)/B×100
(令和2年12月) 円	(令和2年3月) 4,220,000円	68 %
(令和3年1月) 円		
(令和3年2月) 1,350,000円		

3 補助金の内訳

補助対象月	家賃等（補助対象経費） 【税抜】	補助金額
令和3年1月分	250,000円	100,000円
令和3年2月分	250,000円	100,000円
令和3年3月分	250,000円	100,000円
合計額		300,000円

売上減少率に応じた、補助金額
10万円以内の金額をご記入ください。
補助対象限度額を満たさない場合は補助対
象経費の10分の10です。

4 申請者が、次の(1)から(4)の要件を満たしていること。

- (1) 要綱第2条第1項に規定する者（中略）であること。
補助金の対象となる経費(家賃等の賃料)を
ご記入ください。
- (2) 新型コロナウイルス感染症による営業停止の影響を受けていること。
上の金額の合計を記入
- (3) 今後も継続して賃借物件を利用して事業を継続する意思があること。
- (4) 要綱第3条第2項に該当しないこと。
- (5) 基準月について、令和2年2月から同年12月までのうち、最も売上が高い月の売上
がわかる書類を添付すること。
申請者の住所と氏名を記入し押印してください。
法人の場合は、会社名と代表者の役職と氏名を
記入してください。
- (6) 開店日がわかる書類を添付すること。

令和●年 ●月 ●日

【申請者】住所

東広島市西条町 ●●-●-●●

職

株式会社テナント 代表取締役

東広島 市郎

申請年月日を記入

東広島 (印)

記入例

すべてボールペン等、消えないペンでご記入ください。

別記様式第6号（第8条関係）

申請年月日を記入（郵送日）

令和 ● 年 ● 月 ● 日

申請者の住所と氏名を記入し押印してください。印鑑は申請時と同じものをご使用ください。
法人の場合は、会社名と代表者の役職と氏名を記入してください。

東広島市西条町 ● ● - ● - ● ●

請求者 住 所 株式会社テナント

氏 名 代表取締役 東広島 市郎 

法人にあっては、名称

及び代表者の氏名

補助金交付決定兼確定通知書(右上の日付及び番号)から転載してください。

東広島市テナント事業者家賃等支援事業補助金交付請求書

令和 ● 年 ● 月 ● 日付け指令東広島 産 第 ● 号で額の交付及び確定通知を受けた東広島市テナント事業者家賃等支援事業補助金について、東広島市テナント事業者家賃等支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり請求します

補助金交付決定兼確定通知書に記載の交付決定額を記入してください。

1 請求金額 金 ● ● ● ● ● 円

2 振込先

金融機関名 店 舗 名	東広島				銀行・金庫 農協・組合		西条				支店・本店 支所・出張所	
預金種別 口座番号	普通・当座		1	2	3	4	5	6	7	※ 右詰めで記入		
フリガナ	カブシキガイシャテナント ダイヒョウトロシマリヤク ヒガシヒロシマイチロウ											
口座名義人	株式会社テナント 代表取締役 東広島市郎											

振込先の金融機関名称と店舗名、預金種別と口座番号、口座名義人を間違いなく記入してください。
(申請者名義の口座をご記入ください)